



税務署長「あいさつ」

渋谷税務署長 石井 敏彦

残暑の候、一般社団法人渋谷青色申告会の皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により、渋谷税務署長を拝命し、過日着任いたしました石井でございます。前任の由谷署長同様よろしくお願い申し上げます。

川口会長をはじめとする一般社団法人渋谷青色申告会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして深いご理解と多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

渋谷青色申告会におかれましては、永きにわたり、誠実な納税者団体として、青色申告の普及・育成、会員の記帳水準の向上など、適正申告の推進に大きく貢献してこられましたことに、深く敬意を表すとともに、心から感謝しております。

さて、近年の税務行政を取り巻く環境は、経済社会の国際化や高度情報化により経済取引が複雑化するなど、厳しさを増しております。

このような状況の下で、私どもは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、ICTを活用した納税者サービスを充実させるとともに、的確な調査・徴収を行うことで、適正かつ公平な課税の実現を目指すべく、不断の努力をして参る所存でございます。

特に e-Tax につきましては納税者利便の向上のみならず、税務行政における事務の効率化に資するものであり、一層の利用推進に取り組んで参ります。

また、本年 1 月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が事業所得等を有する全ての白色申告者に拡大されております。現在、各種の広報を行うほか、記帳説明会などを通じて制度の定着を図っているところでございます。

渋谷青色申告会の皆様方におかれましては、各種の施策に御協力をいただいていると伺っており、大変心強く感じております。今後とも引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人渋谷青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

ご存知ですか？ “e-Tax”

当会では電子政府実現へ“e-Tax”の周知と利用促進を推進しております。
なお、電子証明書の有効期限は、電子証明書の発行日から3年間です。

平成24年12月31日までに電子証明書を発行した方は、平成26年分の電子送信に備えて有効期限満了日までに更新の手続きを行ってください。

渋谷税務署幹部職員異動情報

(平成26年7月10日)

役職名	転任並びに留任された方々(敬称略)		ご勇退並びに転出された方々(敬称略)	
	氏名	前官職等	氏名	発令事項
署長	石井 敏彦	大阪国税不服審判所 部長審判官	由谷 三次	ご勇退
副署長 総務・個人・資産担当	依田 治朗	留任	—	—
個人課税第1部門 統括国税調査官	菊池 由美子	目黒税務署 個人課税第1部門 統括国税調査官	鷲頭 弘幸	芝税務署 個人課税部門 特別国税調査官
個人課税第1部門 上席国税調査官	三又 康代	留任	—	—

消費税・簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直し

簡易課税制度のみなし仕入れ率について、原稿の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入れ率を50%（現行60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし率を40%（現行50%）とすることとされました。

事業の種類		みなし仕入れ率 【改正前】	みなし仕入れ率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業を言います。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業を言います。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業を言います。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業	運輸通信業、サービス業（飲食店を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

● 都税についてのお知らせ ●

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、平成26年8月1日（金）に発送します。


<納期限>平成26年9月1日（月）

<ご利用になれる納付方法>

- ① 金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※²
- ③ コンビニエンスストア※³

<利用可能なコンビニエンスストア>


くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗
を含む。ただし、無人端末は除く。）

- ④ 金融機関※¹・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、
モバイルバンキング※⁴

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

◆◆◆ 9月のイベント ◆◆◆

● 会計ソフトで楽々複式簿記

● 弥生会計パソコン教室 ●

～ 青年部主催 挑戦してみよう！
はじめてのパソコン会計 ～

これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力仕方の仕方まで、講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります

<日 時> 9月29日（月）・30日（火）

午前の部（不動産編） 9:30～12:30

午後の部（一般編） 13:30～16:30

<場 所> 渋谷区立商工会館 6階クラブ室
渋谷区渋谷1-12-5（右地図参照→）

<定 員> 午前・午後の部 各6名

<費 用> 無 料

● 9月の税務相談日 ●

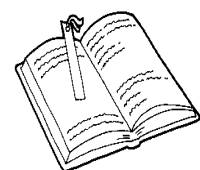
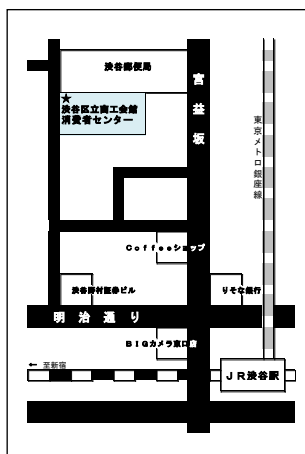
★ 当会会員の税理士による「税務相談会」
を是非ご利用下さい。

<日 時> 9月17日（水）

午前10時～午後4時

<場 所> (一社) 渋谷青色申告会館

<費 用> 無 料（お一人約1時間を予定）



お問い合わせ・申し込みは
事務局 03 (3463) 7043

小江戸「佐原」と銚子の名店「一山いけす」海鮮料理



の 旅

今年も日帰り旅行の季節がやってきました！ 房総半島で秋の海の幸を満喫しませんか？
 渋谷から一路房総半島へ！ 帰路では銚子港水揚げ魚介などをショッピング～～

コース (雨天決行)	8:00 出発	10:00～11:30	13:00～14:00
	事務局前出発	小江戸「佐原」 散策&観光遊覧船	銚子・一山いけす 新鮮海鮮の御昼食
	14:10～14:40	15:00～15:50	19:00 頃予定
	ウオッセ21 銚子港水揚げ魚介など	ヒゲタ醤油 工場見学	渋谷駅解散

【出発日時】 平成26年10月19日(日) 午前7時40分集合 (午前8時00分出発)

【集合場所】 渋谷青色申告会・事務局前

【旅行費用】 会員・会員家族 ￥6,000・子ども ￥5,500・非会員 ￥7,000

※昼食時のお飲物代は、各自のご負担となります

【募集人員】 先着40名様 (最終締切 9月30日(火)) ※定員になり次第締め切ります。お早目にどうぞ

【申込方法】 お電話で事務局までお願いいたします TEL: 03-3463-7043

◆◆◆ 退職金を積み立てましょう ◆◆◆

事業主&共同経営者のための

小規模企業共済制度

- ◆ 個人事業主(会社役員)・個人事業主の共同経営者(専従者を含む)の退職金制度
- ◆ 月額1,000円～70,000円(加入後変更可)
月掛・半年・年払い可
- ◆ 掛金は全額所得控除
- ◆ 国が全額出資の団体なので安心です
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

給与所得者のための(事業主負担)

中退共制度

- ◆ 専従者(小規模企業共済非加入者)や従業員・パートタイマーの退職金制度(1人から加入できます)
- ◆ 月額5,000円～30,000円(加入後変更可)
パートタイマー 2,000円～4,000円
- ◆ 全額事業主負担・全額必要経費
- ◆ 1年間 国の助成金あり
- ◆ 厚生労働省所管の特殊法人で安心です
勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

お申込・お問合せは(一社)渋谷青色申告会事務局 大西・中山まで ☎03-3463-7043

★ (一社)渋谷青色申告会“会費”を口座振替でお支払の会員の方々へ ★

9月8日(月)に平成26年8月～11月分(6,000円)がご指定の口座より振り替えられます
 口座振替をご利用の会員の方は、ご指定お口座の残高をご確認ください。 事務局より